

入札監理小委員会における審議の結果報告 水産庁 水産物流通調査業務

水産庁の水産物流通調査業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年 4 月から民間競争入札を実施することとされている。

当該業務に係る民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 民間競争入札を実施する範囲について

【論点】

民間競争入札を実施する範囲として、当該業務で使用する「水産物流通情報提供システム」に関する運用支援業務、システム改修等が含まれており、これらについては実施者が限られるおそれがあることから、業務の範囲から除外すべき。

【対応】

「水産物流通情報提供システム」に関する運用支援業務、システム改修等を本業務から除外することとし、別途、水産庁が契約を行うこととした。

2. 企画書の評価項目について

【論点】

企画書の評価項目においては、「水産物の需給・価格等の情報収集や統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか」及び「業務遂行に当たり、水産物流通関係の基本的な知識（主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、漁業、水産加工業、冷凍冷蔵業等の知識）を有しているか」の項目に 30 点が配点され加算点の 2 割程度を占めているが、当該項目は既存事業者にも有利となるおそれがあるため、配点等を見直すべき。

【対応】

委員の意見を踏まえ、実施要項を以下のとおり修正。

- 1) 水産物に関する統計調査の知見を求めないこととし、「水産物の需給・価格等の情報収集や統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか」を「水産物の需給・価格等の情報収集に知悉した責任者を適正に配置しているか」に修文。
- 2) 「業務遂行に当たり、水産物流通関係の基本的な知識（主要漁港の水揚実態、魚介類の分類、漁業、水産加工業、冷凍冷蔵業等の知識）を有しているか」の配点を 18 点から 9 点に縮小。

3. 意見募集（パブリックコメント）の結果について

平成 26 年 10 月 17 日から 10 月 30 日まで意見募集を行った結果、2 件の意見が寄せられたが、実施要項（案）の修正に至る意見はなかった。